

	項目	質問	回答
Q1	入院時情報連携加算	検査等の予定入院の時も、入院時情報提供書を病院へ提出すれば加算が算定できるか。	予定の入院でも条件を満たせば加算は算定できる。予定であれば、事前に情報提供しておくのが望ましい。
Q2	入院時情報連携加算	2回目以上の入院であっても加算を算定できるか。できるのであれば退院してから再入院までの期間は何日か。	利用者一人につき、1月に1回を限度として算定できる。
Q3	退院・退所加算	算定要件をどのように記録に残したらよいか。	<p>面談により情報提供を受けたことが分かるよう必要な項目・情報の内容を介護支援経過又は参考様式(①)等に記録すればよい。また、カンファレンスに参加した場合は、カンファレンスの日時・開催場所・出席者・内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写し(②)を添付すること。なお、必要な項目・情報の内容とは①を参考とされたい。</p> <p>※①②の様式については、「在宅医療介護連携支援センターつながり」様のホームページよりダウンロードが可能です。その他、この加算を算定する要件(情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成する等)については、下記(ア)(イ)又は(ウ)を参照されたい。</p> <p>(ア) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日 厚生省告示第20号)別表ホ</p> <p>(イ) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第3の13</p> <p>(ウ) 介護報酬の解釈1(青本・平成30年4月版又は令和元年10月版)P713～715</p>
Q4	退院・退所加算	入院時情報提供書を病院に提出していないと、退院退所加算は算定できないのか。	<p>退院・退所加算の算定について、入院時情報提供書の提出の有無は問わない。</p> <p>※但し、医療機関における利用者の退院支援及び退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するため、入院時情報提供書を提出するなど、積極的に医療機関と連携をとるよう努めてください。(下記参照)</p> <p>(ア) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)第2の3(1)</p> <p>(イ) 介護報酬の解釈2(赤本・平成30年4月版)P627</p>
Q5	退院・退所加算	加算を算定すると、国保連合会から確認をされるのか。	請求内容によっては、適正化の照会事項として請求内容を確認するための文書を送ることがある。(R1.7.29国保連合会確認)